

あなたの土地が、
知らないうちに
違法盛土に!



無許可

! 違法盛土は土地所有者にも**責任**があります

法律により土地所有者が盛土等を安全に維持する責任が明確化されています。

🚩 こんなケースにご注意を! **!** 悪質業者は甘い言葉をかけてきます

業者から盛土を提案され、契約書の取り交わし等を行わないまま承諾・依頼した結果、違法な盛土が造成され、土地所有者も責任を問われる事例が発生しています。

静岡県内で盛土等を施工するには許可が必要です

規制の対象となる盛土等の規模

静岡市・浜松市で盛土等を行う場合は、各市に確認してください。

＜宅地造成・特定盛土等＞ 宅地を造成するための盛土・切土・残土処分場における盛土・切土 等

- ① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの
- ② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの
- ③ 盛土と切土を同時に行い、高さ2m超の崖を生ずるもの(①②を除く)
- ④ 盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く)
- ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①②③④を除く)

＜土石の堆積＞ 土石のストックヤードにおける仮置き 等

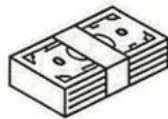
- ⑥ 最大時に堆積する高さが2m超となるもの(許可等の対象は、面積が300㎡超のもの)
- ⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの(⑥を除く)

「崖」とは・・・
地表面が水平面に対してなす角度が30度を超えるものを指します。

⚠ 違法な盛土は罰則の対象です



3年以下の
拘禁刑



1,000万円以下の
罰金



法人は3億円以下
の罰金

違反行為をした者に対し、盛土規制法の罰則が適用されます。

⚠ 土地所有者の方、業者からのこんな提案にご注意を！



無償で
整地します！

「無償で整地します」などの甘い言葉で承諾を得て、
違法な盛土が行われる事例が発生しています。

土地所有者ができる対策

1 安易に信じない



好条件を提示されても、
安易に承諾せず、慎重に判断する。

2 書面等の取り交わし



契約書や図面等を事前に取り
交わし、完成形や責任の所在
を明確にする。

3 許可の要否の確認



許可証の有無を
必ず書面で確認する。

【不適正な盛土の通報窓口システム「盛り土110番」】

- 電話：054-252-9000
- インターネット送信フォーム：右のQRコードから



【発行元】

静岡県 暮らし・環境部
環境局 盛土対策課